

いわぎんＩＣキャッシュカード規定（法人のお客さま）

当行は、お客さまから当行所定のこの取引に係る申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。

1（ＩＣキャッシュカードの利用）

普通預金について発行したいわぎんＩＣキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）は、当該預金口座について、つぎの場合に利用することができます。

- （１）当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- （２）当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- （３）当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- （４）その他当行所定の取引をする場合。

2（預金機による預金の預入れ）

- （１）預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にＩＣカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （２）預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、１回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- （３）ＩＣカードによる預入れがあった場合には、ご利用明細票に入金後の残高を印字します。なお、預入額は前１項の操作において、預金機の画面表示によりご確認ください。

3（支払機による預金の払戻し）

- （１）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （２）支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- （３）１日あたりの払戻限度額は、お客さまの任意で変更することができますので、預金取引店もしくは最寄りの本支店窓口へＩＣカード、お届出印、本人確認資料を持参しお申出ください。
- （４）支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第５条第１項に規定する自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5（自動機利用手数料等）

- （１）支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- （２）自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は当行から提携先に支払います。
- （３）振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- （１）代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の暗証届を提出してください。この場合、当行は代理人のためのＩＣカードを発行します。
- （２）代理人ＩＣカードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- （３）代理人のＩＣカードの利用についても、この規定を適用します。

7 (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でICカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でICカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、ICカードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

8 (ICカードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

ICカードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また窓口でICカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額ならびに自動機利用手数料金額と振込手数料金額の合計額はそれぞれの金額をもって通帳に記入します。

9 (ICカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ICカードを失った場合には、直ちにご本人から書面によって当行に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにICカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、ICカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届け出てください。
- (3) 氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) ICカードを失った場合のICカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) ICカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10 (暗証照合等)

- (1) ICカードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 暗証番号は自動機画面のタッチパネルで変更することができますので、随時、暗証番号を変更しICカードを利用してください。
- (3) つぎの番号は、暗証番号として登録できませんのでご注意ください。
 - ① 生年月日【例：昭和53年5月2日(1978年5月2日生まれの方の場合)】
(5305、5302、0502、5352、1978)
 - ② 電話番号の下4桁と同一番号
 - ③ 4桁の数字が同一数字(例：1111、5555等)
 - ④ 4桁の数字が連続番号(例：0123、9876、8901等)

- (4) 当行が、ICカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたICカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、ICカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造ICカードによるものであり、ICカードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき理由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

11 (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

12 (解約等)

- (1) ICカードの利用を取りやめる場合には、そのICカードを当行に返却してください。
- (2) ICカードの改ざん、不正使用など当行がICカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

(3) つぎの場合には、I Cカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第13条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入または払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

13 (譲渡、質入れ等の禁止)

I Cカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。

15 (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2020.4.1)